

医政指発第0330005号

平成19年3月30日

各都道府県医政主管部（局）長 }
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

2以上の都道府県の区域において病院等を開設する
医療法人の設立認可申請等について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記にかかる医療法人の設立認可申請手続等の様式を別添のとおり改めたので通知する。

ついては、貴管下に主たる事務所を有する厚生労働大臣所管の医療法人等への周知指導につき特段の御配慮をお願いしたい。

なお、「2以上の都道府県の区域において医療施設を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成8年3月29日付指第22号厚生省健康政策局指導課長通知）」は廃止する。